

トータルケアNEWS

No.54 2013.12.20

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5
TEL 018-864-2711 FAX 018-864-2701
URL <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>
E-mail chiiki@akitakenshakyō.or.jp

CONTENTS

藤里町社協で
県内外の社協職員が視察研修を実施
・・・1～4

「引きこもり」に対する居場所づくりや就労支援で全国の注目を集めている藤里町社会福祉協議会。

テレビや新聞等でその取り組みが紹介され、県内外から多くの視察を受け入れているほか、事務局長の菊池まゆみ氏は全国各地で実践報告を行っています。

今回のトータルケアニュースでは、本県の市町村社会福祉協議会で組織する、市町村社会福祉協議会連絡協議会の主催により藤里町社会福祉協議会で行った現地視察研修と、お隣の岩手県社会福祉協議会市町村社会福祉協議会部会が藤里町社会福祉協議会で行った視察研修の様子について紹介します。

1. 秋田県市町村社会福祉協議会連絡協議会現地視察研修について

秋田県社会福祉協議会地域福祉部副部長 門脇琢也

11月12日（火）～13日（水）の2日間にわたり県内の市町村社会福祉協議会職員16名と県社協職員2名が参加し、藤里町社会福祉協議会で現地視察研修を行いました。

研修では、まず藤里町社会福祉協議会の取り組みについて、藤里町社会福祉協議会の菊池事務局長からお話をいただきました。

菊池局長からは、現代の若者が就職で



事業の説明をする菊池事務局長（中央左）

きないことや人と人との関わりを築いていくことが難しい時代であり、「生きづらさ」を抱えながら生きているということ、そういう状態の若者に対してシルバー人材センターに登録している高齢者と一緒に農作業等の手伝いを通じて役に立ったことを実感したり地域の方々と触れ合う場を作ることが貴重な経験になっているというお話がありました。

また、社協が資格がなくてもできる仕事だと思われたくないという気持ちから社会福祉士や精神障害者福祉士など積極的に資格取得を進めてきたこと、平成17年度から始めたトータルケア推進事業を通して、従来のネットワーク活動では存在していた「福祉＝弱者」あるいは「支援する人と支援される人」という概念を取り払いみんなが支え手であり支えられる人であるということを明示することができた、ということを強調していました。

藤里町社会福祉協議会の特徴である引きこもり対策を行う視点としては、自分の息子や娘が仕事をしないで家でブラブラしてたらどう思いますか、社協としてこういう支援をしていきたいがどう思いますか、ということに住民に投げかけながら支援の必要性を訴えているということでした。

2日目は、藤里町社会福祉協議会で行っている介護予防「元気の源さん事業」、自炊しながら社会生活を営む訓練を行う自立(生活訓練)事業所である「くまげら館」、不就労の方々の社会復帰のための交流拠点「こみっと」を見学しました。

菊池局長からは、平成25年10月から厚生労働省からの補助を受けて求職者支援事業についても説明があり、地元の商工会や個人商店などに講師を依頼し藤里版の求職者支援事業を行っており現在受講者が3名いること、居場所を作るのは地域の社会資源を知っている社協の得意分野である、というお話がありました。

研修に参加した社協職員からは、ニーズの掘り起こしが上手である、社会福祉士などの資格取得者が多い、実践するだけでなくその結果をまとめている、社協組織内で違う部署の業務にもしっかり対応できているのはすごい、などという意見や感想が聞かれました。



藤里町社協の取り組みについて意見交換する参加者

2. 岩手県社会福祉協議会市町村社会福祉協議会地域福祉活動先進地視察報告

岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部

本県では、全国的に注目されている藤里町社協で取り組まれている社会とのつながりを断たれた住民への支援活動を視察するため、10月15日から1泊2日の日程で訪問しました。

訪問は、本県の市町村社協9名と県社協5名の職員に、日本福祉大学社会福祉学部原田教授、秋田看護福祉大学看護福祉学部吉田講師の同行を得て、視察内容を深める取組みも行いました。

1 社会とのつながりを断たれた住民への支援



事業説明をする菊池まゆみ事務局長（右）

「子どもが就職できない」という親の悩みを聞き、「何とかしなければ」という思いで事業が始まり、社会とのつながりを断たれた住民の情報を適切に取得、管理、利用するために、地域包括支援センターや地域生活支援センターを受託するなど、住民の悩みの解決に向けた取組みを進める強い思いがあったことが分かりました。

また、「できないのではなく、やり方がわからない」のだという視点から、やり方を理解するまで、職員が寄り添う伴走型支援と、やり方を理解する人には自分ができる役割を担ってもらい、任せるといった見守り型支援との双方バランスが絶妙であり、住民に接する職員の資質の高さを感じました。

2 住民ニーズを反映した事業展開

職員一人ひとりが日常業務で把握できる地域のニーズには限界があるが、地域で活動する職員、地域住民と接する職員の気づきを活かし、地域の情報や住民ニーズの把握を拾い上げる仕組みが、組織の中で構築されていることが分かりました。

取組みを始めた頃から、必要に応じて、菊池事務局長が職員の報告に目を通し、添削や大事なところにマーカーを引くなど、職員への気づきのポイントを指導してきたことや、拾い上げた情報やニーズが、必要か不必要かを見極める力を身に付けるための管理職の指導などが、職員の育成、モチベーション向上につながり、高い組織力の維持につながっていると見受けられました。

3 最後に

今回の視察は、社協が地域にどこまで踏み込んでいくか、一つの示唆を与えられた気がします。

生活困窮者自立支援法が12月6日に成立し、平成27年4月から施行されますが、菊池事務局長から、「これまで課題と感じていたことに取組むことができる」、「社協の出番が来た」との力強い言葉がありました。藤里町社協の今後の取組みも大いに注目し、参考にしていきたいと考えております。



藤里町社協の取組みを解説する原田教授